

硫酸協会ならびに協会会員の法令遵守

平成 23 年 12 月 2 日

当協会は、会員の自由かつ公正な事業活動を促進し、わが国硫酸業界の健全な発展を図ることを目的に設立され、諸先輩の努力の積み重ねにより今日の社会的地位を確立している。

そうした中で、企業の社会的責任が大きく取り上げられるようになってきたが、その基本は、法令遵守である。当協会ならびに会員企業が遵守すべき法令にはさまざまなものがある。例えば「刑法（贈収賄罪ほか）」、「商法（利益供与ほか）」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律<以下独占禁止法>（カルテルほか）」、「証券取引法（インサイダー取引、相場操縦ほか）」、「労働関係法令」、「環境関係法令」、最近では「個人情報保護法」など多々あげられる。中でも業界団体において特に重要視されるものが、「独占禁止法」である。特に平成 18 年 1 月施行の「改正独占禁止法」は、我々に大きな影響を与えることとなる。加えて、刑事訴追、被害者による損害賠償請求訴追、住民訴追、株主代表訴追、私人による差止請求などリスクは一層増大することになる。

ついては、このような社会的状況の変化に対応し、もって公正な取引により社会の発展に貢献するため、硫酸協会ならびに協会会員は、以下の内容を遵守しているためコンプライアンス上問題がないと思われる。

1. 協会と会員は、「独占禁止法やその関係法令（下請法など）」を遵守し、公正で、自由かつ透明な競争を行っている。
2. 同業他社との間の競争を制限するような行為は一切行っていない。
 - (1) 販売価格の制限
 - (2) 見積・入札金額の制限
 - (3) 生産または販売数量・金額に関する制限
 - (4) シェア割り・販売先・販売地域の制限
 - (5) 生産設備・技術の制限などの行為
3. 販売業者に対して、販売価格の希望価格を守るように強要していない。
4. 前述の疑義を招くような行為を協会が主導し、通謀していない。

以上